

精神神経学雑誌投稿奨励賞（地方会部門） 中国・四国精神神経学会 規程

（目的）

第1条 本賞は、中国・四国精神神経学会の一般演題の中から優秀な発表を顕彰し、精神神経学雑誌への投稿を促し、精神医学の発展に寄与することを目的とする。

（受賞対象）

第2条 受賞対象者は、一般演題（優秀演題賞対象演題）の筆頭著者とする。

（受賞候補者の推薦）

第3条 例会ごとに優秀演題賞を選定するために行われる審査の得点上位者から順に本賞受賞の意思を確認し、受賞希望のある者（論文投稿の意思のある者）1名を受賞候補者として、日本精神神経学会へ推薦する。

申し合わせ事項

1. 発表の共同研究者などの利益相反のある委員は、当該発表の審査は行わない。
2. 受賞候補者は、1大会につき1名まで選出できる。
3. 応募者が一般演題を複数出している場合、複数応募することができる。
4. 受賞のいかんに関わらず、応募者は次年度以降も応募することができる。

付則

- 一 本規則は、中国・四国精神神経学会の承認を得て改訂できるものとする。
- 二 本規則は、2025年4月16日より施行する。